

## 災害拠点病院指定要件確認表（東部医療センター）

災害拠点病院指定基準	有無	備考
<b>1 災害拠点病院として必要な施設</b>	◎	
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	有	I C U 6 床等
多発発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄倉庫スペース	有	約 240 m <sup>2</sup>
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	有	
診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
通常の 6 割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3 日程度の燃料を備蓄	有	発電：6 割程度 燃料：72 時間
平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	有	毎月非常用発電機の試運転、 毎年のメーカーの点検
自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討	有	
3 日分の病院の機能を維持するための水を確保しているか	有	3 日分
3 日分の受水槽の保有や停電時にも使用可能な地下水利用の設備、優先的な給水の協定等による、水の確保	有	
原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	有	敷地内屋上 ヘリポート
<b>2 災害拠点病院として必要な設備</b>	◎	
衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	有	
広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	有	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	有	
患者の多数発生時用の簡易ベッド	有	105 台

被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタグ等	有	
DMA T等の派遣に使用可能な、上記の資器材の搭載が可能な緊急車両	有	1台
<b>3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能</b>	◎	
救命救急センターもしくは2次救急医療機関の指定	有	第3次救急医療機関
24時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	有	
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	有	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	有	
DMA Tの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMA Tや医療チームを受け入れる体制	有	DMA T2 チーム
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	有	
業務継続計画の整備を行っている	有	
整備された業務継続計画に基づき、研修及び訓練の実施	有	
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	有	
地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施	有	
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	有	
食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄	有	3日分程度
食料、飲料水、医薬品、燃料等の優先的確保体制	有	
ヘリコプター搬送の際の同乗する医師	有	4名

\*内容については、厚生労働省災害拠点病院現況調査(令和2年4月1日時点)及び、EMISにより確認。

## 災害拠点病院指定要件確認表（西部医療センター）

災害拠点病院指定基準	有無	備考
<b>1 災害拠点病院として必要な施設</b>	◎	
救急診療に必要な診療棟（集中治療室等）	有	I C U 4 床等
多発発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄倉庫	有	約 12.24 m <sup>2</sup>
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	有	
診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
通常の 6 割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3 日程度の燃料を備蓄	有	発電：6 割程度 燃料：72 時間
平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	有	毎月試運転を実施、毎年負荷試験を実施
自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考に検討	有	
3 日分の病院の機能を維持するための水を確保しているか	有	3 日分
3 日分の受水槽の保有や停電時にも使用可能な地下水利用の設備、優先的な給水の協定等による、水の確保	有	井戸設備が令和 3 年 3 月完成
原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	有	敷地内屋上 ヘリポート
<b>2 災害拠点病院として必要な設備</b>	◎	
衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	有	
広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	有	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	有	
患者の多数発生時用の簡易ベッド	有	100 台

被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタグ等	有	
DMA T等の派遣に使用可能な、上記の資器材の搭載が可能な緊急車両	有	1台
<b>3 災害拠点病院が有する災害医療支援機能</b>	◎	
救命救急センターもしくは2次救急医療機関の指定	有	第2次救急医療機関
24時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	有	最低人数医師6名等の配置
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	有	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	有	
DMA Tの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMA Tや医療チームを受け入れる体制	有	DMA T1 チーム
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	有	
業務継続計画の整備を行っている	有	
整備された業務継続計画に基づき、研修及び訓練の実施	有	
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	有	
地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練を実施	有	
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	有	
食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄	有	3日分
食料、飲料水、医薬品、燃料等の優先的確保体制	有	
ヘリコプター搬送の際の同乗する医師	有	

\*内容については、厚生労働省災害拠点病院現況調査(令和2年4月1日時点)及び、EMISにより確認。